

建設業関連団体の長 様

京都府建設交通部指導検査課長

「建設交通部発注工事における建設発生土の取扱いについて」の運用について（暫定措置）

京都府建設交通部における建設副産物の取扱いについては、「建設交通部発注工事における建設発生土の取扱いについて」（平成21年11月、令和4年12月改定）により対応することとしています。

この度、府南部地域の指定処分先としている一般財団法人城陽山砂利採取地整備公社（以下、公社）において、受け入れ場所・容量に限りがあり1日の修復作業に限界があること、また関連して周辺道路の渋滞緩和のため、建設発生土の搬入のための新規検査申し込みを保留することの案内があったところです（2023年1月30日ホームページ掲載）。

しかしながら、公共工事における事業進捗の停滞を回避する必要があることから、「建設交通部発注工事における建設発生土の取扱いについて」については、下記のとおり措置としますので参考にお知らせします。

なお、今回の対応は暫定的な措置であることから、公社の対応が通常に回復した場合には従前どおりの対応とします（その場合には別途通知します）。

記

【暫定措置の概要】

1 今回の措置の内容

建設発生土処理の選定について

<指定処分>

以下の（1）から（4）の順に処分先を選定する。

- （1）建設発生土の抑制・現場内処分（例：切盛バランスの取れた設計）
- （2）公共工事間流用

（3）公的な処分場、ストックヤードへの処分

~~南部地域（京都（国道162号「御経坂峠」、主要地方道西陣杉坂線「京見峠」及び主要地方道京都広河原美山線「花脊峠」以北が運搬経路となる場合を除く）、乙訓、山城北、山城南管内）については、一般財団法人城陽山砂利採取地整備公社へ処分すること。~~

今回の措置により、上記の取り消し線部分は適用しない

（4）民地への処分

○ 民間処分場 の対象拡大

「設計材料単価（建設発生土受入価格）（令和4年10月：近畿地方整備局企画部技術管理課）」に記載の 処分場も対象とできる（隣接する他府県を含む）。ただし、工事現場から処分先については原則50kmの範囲内とする。

2 今回の措置の対象公所等

公社を指定処分先とする南部地域（京都、乙訓、山城北、山城南土木事務所管内）の公所等とする。

3 今回の措置の対象工事

本通知日に施行中の工事、及び本通知日以降に契約する全ての工事及び業務委託とする。

担 当	指導検査課 指導係
電 話	075-414-5219